原判決を破棄する。 被告人を懲役一年二月に処する。

原審の未決勾留日数中三〇日を右刑に算入する。

本件控訴の趣意は、大阪地方検察庁検察官検事土肥孝治作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、弁護人戸谷茂樹作成の答弁書記載のとおりであるから、これらを引用する。

論旨は、原判決は、「被告人が昭和五八年四月一八日京都市 a 区役所保険課において、同課係員を欺罔して D 名義の国民健康保険被保険者証一通の交付を受け、これを騙取した」旨の詐欺の公訴事実について、被告人の右行為は詐欺罪を構成しないとしてこれを無罪としているが、右は詐欺罪に関する法令の解釈及び適用を誤つたものであり、その誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかであるという。

原判決は、「それ(被保険者証)が不正取得されることによつて侵害される利益は、専らその証明事項の真偽に係り保険事業の適正な運営の確保による保険行政上の利益であつて、かかる利益は刑法にいう財産上の利益には該当しないというべきであり、国家的・社会的法益に向けられた詐欺的行為は、個人的法益たる詐欺罪の定型性を欠くものであるから、本件の欺岡手段を用いて国民健康保険被保険者証の交付を受ける行為は、財産権を侵害すべき性質をもたず、したがつて詐欺罪を構成しないものというがきである。」と判示する。

しかし、原判決がいうように、欺岡手段を用いて国民健康保険被保険者証の交付を受ける行為が国家的・社会的法益の侵害に向けられた側面を有するとしても、そのことの故に当然に詐欺罪の成立が排除されるものと解するのは相当でない。おお、欺罔行為によつて国家的・社会的法益が侵害される場合においても、当該行為が同時に詐欺罪の保護法益である財産権を侵害し、同罪の構成要件を充足する以上、関係行政法規の規定中に、右のような欺罔行為等による不正行為を処罰する則規定を設けるなどして、詐欺罪の適用を排除する趣旨のものが認められない限りは、詐欺罪の成立を認めるべきものといわなければならない(最高裁昭和五一年四月一日第一小法廷決定・刑集三〇巻三号四二五頁参照)。

これを本件についてみるに、欺岡手段を用いて市の係員から国民健康保険被保険者証の交付を受けてこれを取得する行為は、前説示のとおり、詐欺罪の保護法益である財産権を侵害し、同罪の構成要件を充足するものであつて、国民健康保険法やその他の罰則規定等に、右のような行為について詐欺罪の適用を排除する趣旨のものと解せられる規定は存しないのであるから、被告人の本件右の行為は刑法二四六条一項に該当し、詐欺罪が成立するものというべきである。

したがつて、原判決が前記公訴事実について、被告人の行為は詐欺罪を構成しないとして、これを無罪としたことは、詐欺罪に関する法令の解釈適用を誤つたものであり、その誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかであり、破棄を免れないとこ

ろ、原判決は、右公訴事実に係る罪と原判示第二の偽造有印私文書行使とが牽連犯の関係にあるとして起訴されたものであるとし、これと原判示第一の一、二及ひ第三の各罪とを刑法四五条前段の併合罪として一個の刑を科しているのであるから、原判決は全部破棄を免れない。

よつて、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条により原判決を破棄したうえ、同法四〇〇条但書によりさらに次のとおり判決する。

(罪となるべき事実)

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 家村繁治 裁判官 田中清 裁判官 久米喜三郎)